

# いよいよ民事裁判が電子化 —「mints」利用義務化を前に—

いよいよ本年5月21日から民事訴訟手続をデジタル化する改正法が全面施行されます。これにより、訴訟代理人である弁護士には電子申立てが義務化され、「mints」（「ミンツ」と読みます）（＝民事裁判書類電子提出システム）の利用が義務化されます。これまでのような書面による申立てはできなくなります。義務化まで3か月を切る中、東京地方裁判所のご担当者に、mintsの利用方法等について分かりやすく解説いただきました。

本特集は、令和8年1月10日現在の情報に基づいております。

LIBRA 編集会議 小峯 健介、町田 弘香、坂 仁根

執筆者 東京地方裁判所 裁判部企画官 松山 卓弥

|                            |  |     |
|----------------------------|--|-----|
| CONTENTS                   | 1 はじめに .....                             | 2頁  |
|                            | 2 改正法の概要 .....                           | 3頁  |
|                            | 3 補助者アカウントについて .....                     | 3頁  |
|                            | 4 フェーズ3における事務の流れ .....                   | 4頁  |
|                            | (1) 申立て                                  |     |
|                            | (2) 当事者としての関連付け並びに裁判所からの手数料納付及び出力書面提出の依頼 |     |
|                            | (3) 被告代理人の関連付け                           |     |
|                            | (4) 期日の実施及び次回期日までに必要な攻撃防御方法の提出           |     |
|                            | (5) 事件の終局、判決書等の送達                        |     |
|                            | 5 経過措置について .....                         | 13頁 |
| 6 mintsと上手に付き合うための提案 ..... | 14頁                                      |     |
| (1) メール仕分け                 |  |     |
| (2) 事務所職員（補助者アカウント）との事務の分担 |  |     |
| (3) 事件終局後のデータの保存           |  |     |
| 7 最後に .....                | 16頁                                      |     |
| 参考資料 .....                 | 15頁                                      |     |
| Q & A .....                | 17頁                                      |     |

【凡例】改正法：民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）

## 1 はじめに

昨年10月末ごろから、フェーズ3に向けた準備の一環として、mintsを使用して新規申立ての試行ができるようになってきました。試行していただきましたでしょうか。3月中旬には、この試行は終了する予定ですので、まだ試行していただいていない場合には、ぜひ試行し

てみてください。弁護士事務所職員の方の試行も可能ですので、併せて試行してみることをお勧めします。

この特集では、改正法の概要、弁護士事務所職員の方が使用する補助者アカウントについて御説明するとともに、申立てを行った後のmintsを使った事務の流れについて概観する中で、mintsを使用するうえで御留意いただきたい事項もお伝えします。

## 2 改正法の概要

令和4年3月に「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月25日に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）」として公布されました。また、同法の施行日を定める政令が、令和7年12月17日に政令第414号として公布され、同法は令和8年5月21日に施行され、民事訴訟手続はフェーズ3に移行します。

この法律は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、①電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、②申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定、③映像と音声の送受信による口頭弁論等の手続を行うことを可能とする規定の整備、④当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設、⑤訴えの提起の手数料等に係る納付方法の見直し等の措置を講ずるとともに、⑥離婚の訴えに係る訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする規定を整備するほか、⑦犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続等において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設することを目的としています。

この法律の一部の規定は、段階的に、次のとおり先行して施行されてきました。そして、令和8年5月21日に、全面的に施行され、フェーズ3に移行することとなります。

- (1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度（上記⑦関係） 令和5年2月20日
- (2) 当事者双方が現実に出頭せず、ウェブ会議や電話会議により弁論準備手続等の期日における手続に関与することを可能とする仕組み（上記③関係） 同年3月1日
- (3) 民事訴訟においてウェブ会議により口頭弁論の期日における手続に関与することを可能とする仕組み（上記③関係） 令和6年3月1日
- (4) 家庭裁判所の人事訴訟及び家事調停におけるウェブ会議による離婚又は離縁の和解又は調停の成

立等を可能とする仕組み（上記⑥関係） 令和7年3月1日

- (5) 家庭裁判所の人事訴訟等においてウェブ会議により口頭弁論の期日における手続に関与することを可能とする仕組み（上記③関係） 同年3月1日から適用

## 3 補助者アカウントについて

当事者ユーザは、他の当事者ユーザを補助者として設定することができます。つまり、弁護士（親ユーザ）のアカウントに、補助者として弁護士事務所職員（補助者ユーザ）のアカウントを設定することができます。

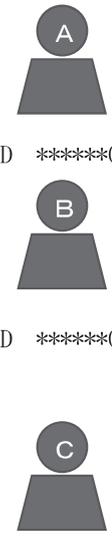
1つの親ユーザのアカウントには、5つまで補助者ユーザのアカウントを設定することができます。また、同一の補助者ユーザのアカウントを複数の親ユーザのアカウントに補助者として設定することはできませんが、弁護士事務所職員が複数の弁護士（親ユーザ）のために補助者ユーザとなろうとする場合、当該弁護士事務所職員は、10までアカウントを取得することができます。なお、複数のアカウントを取得するときには、アカウントごとにメールアドレスが必要です。

補助者ユーザの事件情報画面には、親ユーザの事件情報画面と同じ情報が表示されます。補助者ユーザにおいて、PDFファイル等をアップロードしたり、mintsにアップロードされている電磁的記録をダウンロード等したりすることができます。補助者ユーザがした操作は、mints上は親ユーザがした操作として記録されます。つまり、裁判所がアップロードした電磁的記録を、補助者ユーザがダウンロードした場合には、親ユーザがダウンロードしたことになりますので、システム送達の効力が発生します。

なお、補助者アカウントの登録名は、氏「補助者●●××」名「弁護士△△○○」とする必要があります。例えば、隼花子弁護士の補助者である霞が関太郎さんの補助者アカウントは、氏に「補助者霞が関太郎」と、名に「弁護士隼花子」とそれぞれ登録することになります。

(イメージ)

【親ユーザ】



ID \*\*\*\*\*01  
ID \*\*\*\*\*02  
ID \*\*\*\*\*03

【補助者ユーザ】



ID \*\*\*\*\*11  
ID \*\*\*\*\*12  
ID \*\*\*\*\*13  
ID \*\*\*\*\*14

補助者ユーザDは1つのアカウントしか取得していないので、親ユーザAの補助者として設定した場合には、親ユーザB及び親ユーザCの補助者として設定することはできません。

一方、補助者ユーザEは3つのアカウントを取得しているので、親ユーザA、親ユーザB及び親ユーザCの補助者として設定することができます。

親ユーザAは補助者ユーザDと補助者ユーザEを補助者とすることができます。

※ 補助者ユーザは、10までアカウントを取得することができます。

## 4 フェーズ3における事務の流れ

### (1) 申立て

フェーズ3に移行した後、申立ては、これまでと同じように書面を提出する方法に加え、インターネットを使用してファイルに記録する方法で行うことができます。原則として書面等を提出する方法によるか、インターネットを使用してファイルに記録する方法によるかは、申立てをする者の選択に委ねられています。しかし、訴訟代理人である弁護士等には、インターネットを使用してファイルに記録する方法によることが義務付けられました（改正後の民事訴訟法132条の11第1項参照）。

#### シーン1

- ① 東京地方裁判所に対して訴状を提出するために、弁護士甲の補助者である事務所職員Aが、mintsの新規申立てフォームに必要な情報を入力し、委任状を添付して、mintsに一時保存した。
- ② 弁護士甲が、新規申立てフォームに入力された情報及び添付されたファイルを確認して、mintsで訴状を提出した。

### ポイント1 申立て等の方法について

|  |  |
|--|--|
| <p>訴訟代理人である弁護士等<br/>(改正後の民事訴訟法132条の11第1項各号に掲げる者)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットを使用してファイルに記録する方法（電子申立て）によることが義務化</li> <li>○ 裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子申立てを行うことができない場合は、例外的に、書面を提出する方法で申立て等を行うことができる。</li> </ul> |
| <p>上記以外の者</p>  | <p>次の方法を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子申立て</li> <li>・ 書類を提出する方法</li> </ul> <p>(ただし、改正後の民事訴訟規則52条の12第1項において、電子計算機等を利用することができない事情があるときを除き、電子申立てをするものとされている)</p>        |

《解説》

① について

新規申立てフォーム（図1）にある入力者肩書と申立種別を選択し、「当事者・代理人情報」、「申立内容」、「添付書類」、「参考事項」の各タブに必要事項を入力します。

「添付書類」のタブで、委任状のファイルを添付し、一時保存します。

また、改正後の民事訴訟規則55条の2の規定により、訴訟代理人である弁護士等が訴えを提起する場合、被告から委任を受けて法律関係に関して弁護士法3条1項に規定する法律事務を行っていた者を知っているときは、原則として当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報を裁判所に届け出なければなりません。この届出は、「参考事項」のタブにある「相手側代理人の情報」の欄に登録して行います。

図1 新規申立てフォーム

## ②について

一時保存された情報は、mintsの新規申立一覧画面（図2）に表示されます（保存期間は最終保存日から1か月です）。該当する申立てをクリックして、内容を確認し、提出します。

訴状が裁判所に提出（委任状のファイルがmintsにアップロード）されると、受付番号が付され、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが各2通送付されます。これらのメールの件名は、「【mints】新規申立てが完了しました。（東京地方裁判所XXXX-XXXXXXXX）」（後掲\*1 参考資料の10）と「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（東京地方裁判所XXXX-XXXXXXXX）」（参考資料の13）となります（XXXX-XXXXXXXXは、受付番号）。

図2 新規申立一覧画面

| 新規申立一覧 サンプル   |               |      |             |           |            |  |
|---|---------------|------|-------------|-----------|------------|--|
| 申立て済または一時保存済の新規申立ての一覧です。<br>詳細を参照する場合は、該当する申立てをクリックしてください。<br>一時保存した情報の保存期間は最終保存日から1か月です。 |               |      |             |           |            |  |
| 受理日   | 受付番号          | 種別   | 提出先裁判所      | ステータス     | 保存期限       |  |
| -   | -             | 訴え提起 | 東京地方裁判所立川支部 | 未提出（一時保存） | 2026/02/08 |  |
| -   | -             | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 未提出（一時保存） | 2026/02/08 |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-085 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-086 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-087 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-088 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-089 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-059 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-060 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |
| 2026/01/07  | 2026-0000-061 | 訴え提起 | 東京地方裁判所     | 提出済       | -          |  |

## (2) 当事者としての関連付け並びに裁判所からの手数料納付及び出力書面提出の依頼

裁判所での立件等の所要の事務が行われた後に、裁判所において事件情報に当事者ユーザの関連付けを行います。

関連付けが行われると、mintsを使って証拠や証拠

説明書の提出が可能となりますので、申立て時に添付しなかった証拠等を提出してください。

また、裁判所から手数料納付の依頼があります。提出された申立てに補正が必要な場合には、裁判所から申立ての補正の依頼もあります。手数料納付の依頼は、mintsを使って行われます。補正の依頼は、mintsを使って行われることもありますが、これまでと同様電話等の方法によって行われることもあります。

手数料は、原則、収入印紙に代えて電子納付する必要があります。また、手数料には郵便物の料金等に充てるための費用が含まれます。よって、収入印紙や郵便切手を準備する必要はありません。手数料納付の依頼を受けた場合には、mintsで必要な番号を確認し、ページにより納付してください。

## シーン2

- ① 事件番号が令和7年(ワ)第AAAAA号となり、裁判所において、この事件の事件情報に弁護士甲を関連付けた。
- ② 弁護士甲が、証拠及び証拠説明書を提出した。
- ③ 弁護士甲が、裁判所から手数料の納付及び被告に対する送達用の出力書面の提出を依頼された。
- ④ 補助者Aが、インターネットバンキングを利用して手数料を納付し、出力書面を作成し裁判所に提出した。

## 《解説》

## ①について

裁判所によって弁護士甲が代理人として事件情報に関連付けされると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】事件当事者設定完了（東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号）」（参考資料の1）となります。

このメールを受信した後に、mintsにサインインすると、新着情報（ホームの下欄）で事件の担当部・

\*1：以降、「参考資料」については、本誌15頁の一覧表をご参照ください。

係を確認することができます。また、事件一覧画面（図3）で関連付けられている事件の一覧を確認することも可能です。

②について

訴訟代理人である弁護士等には、証拠説明書等の提出も、申立てと同様、インターネットを使用してファイルに記録する方法によることが義務付けられました（改正後の民事訴訟法132条の11第1項、改正後の民事訴訟規則137条4項参照）。

事件一覧画面（図3）で、事件をクリックすると、事件情報画面（図4）が開きます。この画面の上部から提出することができます。

裁判所から提出期限の連絡があったものについては、その内容が表示されている行の左端の○を、裁

判所から提出期限の連絡がないものについては、「提出期限のないファイル」の行の左端の○を選択した後に【アップロード】をクリックすると、ファイルアップロード画面（図5）が開きますので、アップロードするファイルを選択又はドロップします。

事件情報画面（図4）の下部には、当該事件について裁判所の使用するサーバのファイルに記録されている電磁的記録が一覧表示されています。

証拠を提出するときにはファイルアップロード画面の「証拠」のタブを選択し、PDFファイルを選択します。ファイルアップロード画面の右上にPDFファイル名が表示されますので、【追加】をクリックします。すると、下の欄にPDFファイル名が表示されます。この下の欄に表示されているPDFファイルは、アップロードする準備が整ったものということになります。

図3 事件一覧画面

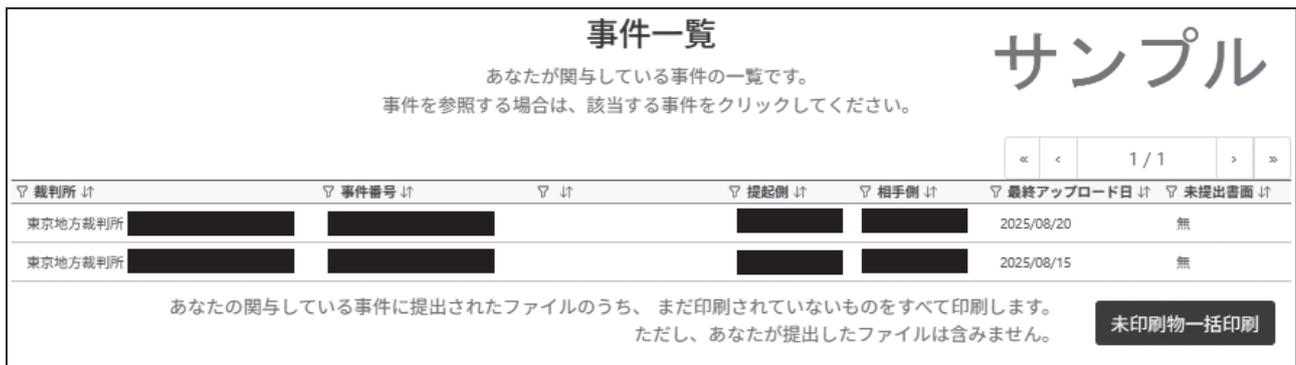


図4 事件情報画面

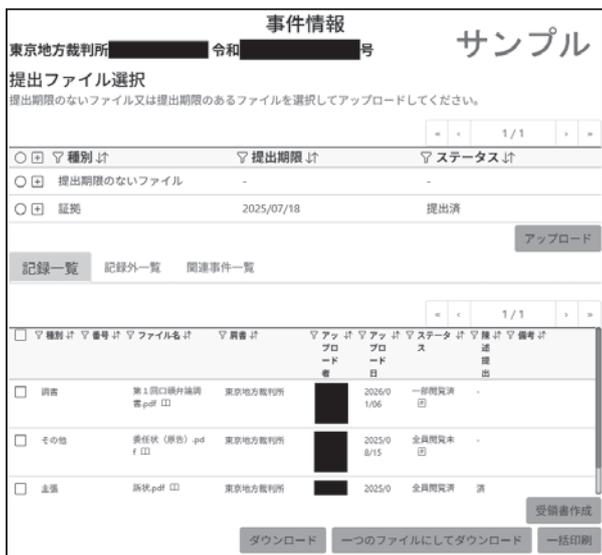


図5 ファイルアップロード画面



証拠に続いて、証拠説明書を提出するために、「証拠説明書」のタブを選択し、PDFファイルを選択し、【追加】をクリックします。下の欄にアップロードしたいすべてのファイルが表示されていることを確認してから、【提出】をクリックします。これで、アップロードできました。アップロードされると、裁判所や当該事件情報に関連付いている当事者は、直ちに閲覧又はダウンロードすることができます。

アップロードが完了すると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の6)となります。

### ③ について

裁判所が、mintsに手数料納付のために必要な情報を登録すると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】手数料納付情報が登録されました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の11)となります。

このメールを受信した後に、mintsにサインインすると、手数料納付情報一覧画面(図6)で、手数料、納付期限、納付番号、収納機関番号、確認番号を確認することができます。

図6 手数料納付情報一覧画面

| 裁判所     | 事件番号    | 納付番号  | 納付額    | 手数料   | 納付日      | 納付日   | 納付番号  | 収納番号   | 確認番号 |
|---------|---------|-------|--------|-------|----------|-------|-------|--------|------|
| 東京地方裁判所 | 1234567 | 00100 | 21,400 | 1,000 | 2025/1/1 | 01203 | 00100 | 531973 |      |

また、納付期限が近付くと、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからリマインドのメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】手数料納付のお願い(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の12)となります。

### ④ について

mintsで確認した納付番号等を使い、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して、ページにより手数料を納付してください。

納付期限を過ぎると、当該手数料納付情報では納付することができなくなりますので、御注意ください。納付を失念した場合には、速やかに裁判所に御連絡をお願いします。特段の御連絡がない場合には、書記官による納付処分が行われ、それでも納付しなかったときには、裁判長により、訴状却下命令がされることがあります(改正後の民事訴訟法137条の2第1項、第6項参照)。

被告に対する訴状等の送達は、原告代理人である弁護士甲から提出された出力書面によって行うことが多いものと考えられます(改正後の民事訴訟規則58条1項参照)。出力書面とは、mintsにアップロードされた訴状等をダウンロードして印刷したものです。mintsの事件情報画面(図4)の下部の記録一覧のタブを選択すると、当該事件の記録(電磁的訴訟記録)が表示されますので、出力書面を作成するファイルのチェックボックスにチェックをつけ、【ダウンロード】をクリックすることで必要なダウンロードを行うことができます。ダウンロードしたデータを印刷して、裁判所に持参又は郵送の方法により提出してください。

弁護士甲又は補助者Aが、ファイルを最初にプレビュー表示又はダウンロードすると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。

### (3) 被告代理人の関連付け

被告代理人として答弁書や証拠等を提出する場合にも、mintsを使用する必要があります。そのためには、mintsの事件情報に被告代理人として関連付けられる必要があります。関連付ける方法は、次のようなものがあります。

- ① 訴えを提起した者がmintsに登録した相手側代理人の情報に基づき、裁判所が関連付けを行う方法

改正後の民事訴訟規則55条の2の規定により、被告から委任を受けて法律関係に関して弁護士法3条1項に規定する法律事務を行っていた者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報が裁判所に届け出られた場合、裁判所から、当該者に対して代理人となるかを確認します。被告代理人となる際には、mintsの当事者IDを裁判所にお伝えください。裁判所において、被告代理人としてmintsの事件情報に関連付けを行います。この場合には、被告に対する訴状等の送達は被告代理人に対するシステム送達により実施されることが見込まれます。

## ② 被告に対して送達された出力書面に同封された招待キーを利用して、弁護士自ら関連付けを行う方法

被告代理人になろうとする弁護士が、訴状等に同封された招待キーが記載された書面を被告から受け取り、mintsに当該招待キーを登録することにより当該事件の事件情報に自ら関連付けを行うことができます。

## ③ 被告代理人になろうとする弁護士からの連絡に基づき、裁判所が関連付けを行う方法

②の方法によることができない場合には、担当書記官に対して、mintsの当事者IDをお伝えください。裁判所において、被告代理人としてmintsの事件情報に関連付けを行います。

### シーン3

弁護士乙が、令和7年（ワ）第AAAAA号事件の訴状等の送達を受けた被告から相談を受けた。

その結果、弁護士乙が被告代理人となることになり、被告から委任状を受領するとともに、招待キーが記載された書面を含め送達された書類一式を預かった。

弁護士乙自ら招待キーを使って、事件情報に関連付けを行い、委任状等をmintsにアップロードした。

### 《解説》

被告から受領した招待キーを、mintsの招待キー入力画面（図7）に登録します。

図7 招待キー入力画面

招待キーを利用して、弁護士自ら関連付けを行った場合（②の方法による場合）には、mintsからメールは送信されません。

しかし、裁判所が関連付けを行った場合（①又は③の方法による場合）には、事件情報に関連付けられると、被告代理人弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます（補助者ユーザがいる場合には、補助者ユーザにもメールが送信されます。以下同じ）。このメールの件名は、「【mints】事件当事者設定完了（東京地方裁判所令和7年（ワ）第AAAAA号）」（参考資料の1）となります。このメールを受信した後に、mintsにサインインすると、新着情報（ホームの下欄）で事件の担当部・係を確認することができます。

いずれの方法によった場合であっても事件情報に関連付いた後には、事件一覧画面（図3）で関連付けられている事件の一覧を確認することが可能です。

関連付けの後、委任状等の提出ができるようになりますので、速やかに委任状、システム送達を受ける旨の届出等の提出をお願いします（シーン2の解説②を参照してください）。

また、弁護士乙が委任状等をアップロードすると、弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（東京地方裁判所令和7年（ワ）第AAAAA号）」（参考資料の6）となります。同時に、原告代理人である弁護士甲及びその補助者Aに対しても、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが提出されました。（東京地方裁判所令和7年（ワ）第AAAAA号）」（参考資料の7）となります。

このメールを受信した原告代理人甲及び補助者A

は、委任状をプレビューして、被告代理人乙の氏名や連絡先等を確認することができます。事件情報画面(図4)の下部に表示されているファイル名の右にある本のアイコンをクリックするとプレビューが開きます。必要な場合には、ファイル名の左のチェックボックスにチェックをつけ、【ダウンロード】をクリックすることで、ダウンロードすることもできます。

原告代理人甲又は補助者Aのいずれかがプレビュー又はダウンロードをすると、最初にプレビュー又はダウンロードされたときに、原告代理人甲、補助者A及び被告代理人乙に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。

#### (4) 期日の実施及び次回期日までに必要な攻撃防御方法の提出

期日が実施されると書記官が期日の調書を作成することはこれまでと変わりません。作成した調書は、mintsにアップロードされます。

また、次回期日までに提出することとされた攻撃防御方法について、裁判所が提出期限等をmintsに登録することがあります。この登録の有無にかかわらず、提出期限までにmintsを使用して提出してください。

#### シーン4

- ① 第1回口頭弁論期日が実施され、被告代理人が次回期日の2週間前までに実質的答弁を記載した準備書面を提出することとなった。
- ② 被告代理人が準備書面を提出した。

#### 《解説》

##### ① について

書記官が作成した調書は、mintsにアップロードされます(改正後の民事訴訟法160条1項及び2項参照)。

裁判所がmintsにファイルをアップロードすると、原告代理人である弁護士甲及びその補助者A並びに被告代理人である弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】

裁判所がファイルをアップロードしました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の8)となります。

このメールを受け取ったら、裁判所がアップロードしたファイルをプレビュー又はダウンロードして内容を確認してください。原告代理人甲又は補助者Aのいずれかが最初にプレビュー又はダウンロードした際には、被告代理人乙に加え原告代理人甲及び補助者Aに対してmintsからメールが送信されます。また、被告代理人乙が最初にプレビュー又はダウンロードした時にも、同様に、原告代理人甲及び補助者A並びに被告代理人乙に対してmintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。

原告代理人甲の補助者Aが原告代理人甲より先にプレビュー又はダウンロードした場合であっても、原告代理人甲がプレビュー又はダウンロードした旨のメールとなります。

攻撃防御方法の提出期限がmintsに登録されると、提出することになっている者に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】提出期限設定のお知らせ(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の2)となります。提出期限をリマインドする旨のメールに加え、提出期限が変更された場合や提出期限を徒過した場合にはこれらをお知らせするメールが、提出することになっている者に対して、mintsから送信されます。これらのメールの件名は、「【mints】提出のお願い(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の4)、「【mints】提出期限変更のお知らせ(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の3)及び「【mints】提出期限が過ぎています。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の5)となります。

定められた提出期限を守って提出していただくようお願いいたします。

##### ② について

被告代理人乙が、mintsに準備書面をアップロード

すると、同人に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の6)となります。同時に、原告代理人である弁護士甲及びその補助者Aに対しても、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが提出されました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の7)となります。

これまで準備書面は、ファクシミリ送信する方法等で相手方に直送することとされていました(民事訴訟規則47条1項)。フェーズ3における直送の方法には、改正後の民事訴訟規則47条の2第1項、47条2項、3項により、書類の副本や電磁的記録の出力書面を交付等する方法、電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法、システム直送の方法があります。

システム直送は、具体的には、次のアの措置をとるとともに、イの通知を発することになります。

ア 送付すべき電磁的記録に記録されている事項につき改正後の民事訴訟法第109条の3第1項1号の閲覧又は同項2号の記録をすることができる措置  
イ 送付を受けるべき者に対し、改正後の民事訴訟規則52条の10第2項の電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知

アは、mintsに電磁的記録をアップロードすることにより行われ、イは、mintsからメールが送信されることにより行われます。

つまり、mintsの事件情報に関連付いている相手方に直送する電磁的記録については、mintsにアップロードすることによりシステム直送したことになります。mintsの事件情報に関連付いている相手方がプレビュー又はダウンロードしたことはmintsに保存され、直送した者には、mintsからメールが送信され、このことを確認することができることから、受領書面の提出は必要ありません。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。なお、このメールは、アップロードした者に関係なく、事件情報に関連付いている全

当事者及び補助者に送信されます。

一方、mintsの事件情報に関連付いていない相手方本人に電磁的記録を直送する場合には、電磁的記録の出力書面を交付等する方法又は電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法により行うこととなります。

## (5) 事件の終局、判決書等の送達

事件終局時に、裁判所において、判決書(判決書に代わる調書)や和解調書を作成することはこれまでと変わりません。作成された判決書や調書は、mintsにアップロードされます。

また、フェーズ3移行後、和解調書は職権で送達することと規定されました(改正後の民事訴訟法267条2項参照)。したがって、これまで和解が成立した際には送達に関する申請をさせていただいていましたが、この申請は不要となります。

さらに、和解については、閲覧に関する規定が改正されています。具体的には、訴訟記録中、次の①から③までの部分については、当事者及び利害関係を疎明した第三者のみが閲覧することができることとされました(改正後の民事訴訟法91条2項、91条の2第4項参照)。この点については、経過措置がありません。

- ① 改正後の民事訴訟法264条の和解条項案に係る部分
- ② 改正後の民事訴訟法265条1項の規定による和解条項の定めに係る部分
- ③ 改正後の民事訴訟法267条1項に規定する和解(口頭弁論の期日において成立したものを除く。)に係る部分

### シーン5

和解が成立して、当該訴訟は終局した。  
書記官が、和解調書を作成し、mintsにアップロードした。

## 《解説》

裁判所がmintsに和解調書をアップロードすると、シーン4と同様、原告代理人である弁護士甲及びその

補助者A並びに被告代理人である弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます。

システム送達は、システム送達を受ける旨の届出をした者に対してのみ実施できます（改正後の民事訴訟法109条の2第1項ただし書）。しかし、訴訟代理人である弁護士等にはシステム送達を受ける旨の届出をすることが義務付けられています（改正後の民事訴訟法132条の11第2項）。仮に、訴訟代理人である弁護士等がシステム送達を受ける旨の届出をしていない場合であっても、システム送達の方法で送達することができ（改正後の民事訴訟法109条の4第1項前段）、この場合には後記イの通知を発することを要しない旨が規定されています（改正後の民事訴訟法109条の4第1項後段）。

したがって、訴訟代理人である弁護士等が受送達者である和解調書の送達については、改正後の民事訴訟法267条2項後段、255条2項2号により、同法109条の2の規定によるシステム送達の方法で実施されます。

システム送達は、具体的には、次のアの措置をとるとともに、イの通知を発することにより実施されます。

- ア 送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧又は送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置
- イ 送達を受けるべき者に対し最高裁判所規則に定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知

アは、mintsに電磁的記録をアップロードすることにより行われ、イは、mintsからメールが送信されることにより行われます。

システム送達は次のiからiiiまでの時のいずれか早いときにその効力が生じるものとされています（改正後の民事訴訟法109条の3第1項参照）。

- i 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時
  - ii 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時
  - iii イの通知が発せられた日から1週間を経過した時
- 送達の対象となっている電磁的記録を閲覧又はダウンロードしなくても、1週間経過すると送達の効力が発生します。また、補助者Aが弁護士甲より先に、送達の対象となっている電磁的記録を閲覧又はダウンロードした場合には、補助者Aが閲覧又はダウンロードした時に、原告について、送達の効力が生じますので注意してください。

このiからiiiまでの状況は、mintsで確認することができます。事件情報画面（図4）の下欄から、送達状況を確認したいファイルのステータス欄をクリックして、アクセス状況画面（図8-1、図8-2及び図8-3）に表示された内容から、送達の効力が生じた日を確認することができます。

ステータス欄には、「全員閲覧済」、「一部閲覧済」又は「全員閲覧未」のいずれかが表示されています。

アクセス状況画面には、事件番号、ファイル名、アップロードした者の肩書及び氏名、アップロードした

## ポイント2 システム送達について

|  |  |
|--|--|
| <p>訴訟代理人である弁護士等<br/>(改正後の民事訴訟法132条の11第1項各号に掲げる者)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ システム送達による送達を受ける旨の届出が義務化</li> <li>○ 届出をしていない場合であっても、裁判所書記官は、システム送達することが可能。さらに、その場合には、通知は要しないこととされている。</li> </ul> |
| <p>上記以外の者</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ システム送達による送達を受ける旨の届出は任意</li> <li>○ システム送達による送達を受ける旨の届出がされた場合には、システム送達による送達</li> </ul>                            |

日（アップロードするとmintsからメールが送信されるため、アップロード日＝通知が発せられた日となります）、現在日並びに送達を受けるべき者の肩書、氏名及びアクセス日付が表示されます。閲覧又はダウンロードした場合には、閲覧又はダウンロードした日が、アクセス日付に表示されます。閲覧又はダウンロードしていない場合には、アクセス日付が空欄になります。

なお、アクセス日付が表示されていても、その日付がアップロードした日から1週間を経過した時後である場合には、アクセス日付に表示された日ではなく、アップロードした日から1週間を経過した時に送達の効力が生じていますので、注意してください。

システム送達の対象となっている電磁的記録が電子判決書のように不服申立てをすることができるものである場合で、システム送達の効力が、アップロードした日から1週間を経過した時に生じたときには、当該1週間を経過した日（送達の効力が生じた日）から不服申立ての期間が始まりますので、特に注意してください。

図8-1 ステータス欄が、「全員閲覧済」と表示されている場合のアクセス状況画面①

| アクセス状況   |      |            |
|--|------|------------|
| 令和7年 〇〇〇〇号<br>第1回口頭弁論調査（和解）.pdf<br>東京地方裁判所 〇〇〇〇<br>アップロード日：2025/11/06 現在日：2025/11/17 | サンプル |            |
| 1 / 1  |      |            |
| ▽ 肩書   | ▽ 氏名 | ▽ アクセス日付   |
| 被告代理人  | 〇〇〇〇 | 2025/11/06 |
| 原告代理人  | 〇〇〇〇 | 2025/11/06 |

このケースでは、双方代理人が、令和7年11月6日に閲覧又はダウンロードしていますので、送達の効力は双方ともに同日に生じています（i又はiiの時）。

図8-2 ステータス欄が、「全員閲覧済」と表示されている場合のアクセス状況画面②

| アクセス状況   |      |            |
|--|------|------------|
| 令和7年 〇〇〇〇号<br>第1回口頭弁論調査（和解）.pdf<br>東京地方裁判所 〇〇〇〇<br>アップロード日：2025/11/06 現在日：2025/11/17 | サンプル |            |
| 1 / 1  |      |            |
| ▽ 肩書   | ▽ 氏名 | ▽ アクセス日付   |
| 被告代理人  | 〇〇〇〇 | 2025/11/17 |
| 原告代理人  | 〇〇〇〇 | 2025/11/06 |

被告代理人のアクセス日付が「2025/11/17」と表示されています。被告代理人が閲覧又はダウンロード

したのは、アップロードした日から1週間を経過した時後であることから、被告代理人については、令和7年11月13日の経過（アップロードした日から1週間を経過）により送達の効力が生じています（iiiの時であり、アクセス日付に表示されている日でないことに注意してください）。

なお、原告代理人については、令和7年11月6日に送達の効力が生じています（i又はiiの時）。

図8-3 ステータス欄が、「一部閲覧済」と表示されている場合のアクセス状況画面

| アクセス状況   |      |            |
|--|------|------------|
| 令和7年 〇〇〇〇号<br>第1回口頭弁論調査（和解）.pdf<br>東京地方裁判所 〇〇〇〇<br>アップロード日：2025/11/06 現在日：2025/11/17 | サンプル |            |
| 1 / 1  |      |            |
| ▽ 肩書   | ▽ 氏名 | ▽ アクセス日付   |
| 被告代理人  | 〇〇〇〇 |            |
| 原告代理人  | 〇〇〇〇 | 2025/11/06 |

被告代理人のアクセス日付が、空欄になっています。被告代理人は閲覧又はダウンロードしていないことを示しています。この場合も、被告代理人については、令和7年11月13日の経過（アップロードした日から1週間を経過）により送達の効力が生じています（iiiの時）。

なお、原告代理人については、令和7年11月6日に送達の効力が生じています（i又はiiの時）。

## 5 経過措置について

フェーズ3移行直後は、改正後の民事訴訟法が適用される事件とそうでない事件が混在するため、注意が必要です。経過措置についても御注意いただくようお願いいたします。

申立て等について、改正後の民事訴訟法第1編第7章（電子情報処理組織による申立て等）の規定は、第二条改正後事件における改正後の民事訴訟法132条の10第1項に規定する申立て等について適用し、第二条改正前事件における改正前の民事訴訟法132条の10第1項に規定する申立て等については、改正前の民事訴訟法132条の10の規定は、施行日以後も、なおその効力を有することとされています（改正法附則11条参照）。

このほかにも、改正法の附則で経過措置が種々規定されていますが、多くが「第二条改正後事件」と「第二条改正前事件」とで区分されています。第二条改正後事件は改正法附則2条で、第二条改正前事件は改正法附則5条でそれぞれ定義されています。

訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものに対する不服申立て（例えば、控訴）は、「訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの」が「第二条改正前事件」に該当することから、この控訴事件については、改正前の民事訴訟法132条の10の規定が効力を有することとなります。つまり、控訴状や控訴事件における準備書面等は、紙媒体で提出することになります。

申立て手数料の額等について、改正後の民事訴訟費用等に関する法律の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお従前の例によることとされています（改正法附則25条）。

また、手数料の納付については、改正後の民事訴訟費用等に関する法律の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く）における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く）における手数料の納付については、改正前の民事訴訟費用等に関する法律第8条の規定は、

施行日以後も、なおその効力を有することとされています（改正法附則26条）。

## 6 mintsと上手に付き合うための提案

### (1) メールの仕分け

前述のとおりフェーズ3に移行するとmintsから様々なメールが送信されます。

システム送達やシステム直送に関する通知のメール、攻撃防御方法の提出期限に関するメール、手数料納付を依頼するメールなど決して見落とすわけにはいかないメールのほか、自らがmintsにファイルをアップロードした時に送信されるメールなどもあります。必要なメールを見落とさないために、mintsから送信されるメールを特定のフォルダに集めることができるように受信フォルダの仕分け機能を活用することが考えられます。

mintsから送信されるメールの送信元のアドレスは、

- info@mints.courts.go.jp
- msonlineservicesteam@microsoftonline.com

の2つです。

メール受信拒否設定などの制限をかけている方は、「mints.courts.go.jp」、「microsoftonline.com」のドメインが受信拒否されたり、迷惑フォルダ等に振り分けられたりしないように設定してください。

特定の操作を行った（行われた）時には、特定の件名のメールが送信されますので、送信元のメールアドレス及びメールの件名をキーにしてメールを仕分けすることが考えられます。

また、事件情報に関連付けられた以降のメールの件名には事件番号が含まれますので、事件ごとにメールを仕分けする場合には、メールの件名に含まれる事件番号をキーにしてメールを仕分けすることが考えられます。

### ポイント3 第二条改正後事件と第二条改正前事件

|          |   |
|----------|---|
| 第二条改正後事件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの</li> <li>• 施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く）</li> </ul> |
| 第二条改正前事件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの</li> <li>• 施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く）</li> </ul>   |

メールが送信される契機、メールの宛先、メールの件名の主なものを mints の操作マニュアルから抜粋して一覧（参考資料）にしましたので、参考にしてください。

## (2) 事務所職員(補助者アカウント)との事務の分担

mints では、補助者ユーザである事務所職員の操作は、親ユーザである弁護士熟练操作として記録されます。

つまり、システム送達の対象となっている電磁的記録を補助者ユーザが閲覧すると、親ユーザを受送達者とするシステム送達の効力が生じることになります。親ユーザが対応するメールと補助者ユーザが対応するメールを区別しておくことが、必要な事務を失念したり、想定外の事態を招いたりすることを防ぐことにつながると考えられます。

### (参考資料)

|    | メールが送信される契機                      | メールの宛先                  | メールの件名                                    |
|----|----------------------------------|-------------------------|---|
| 1  | 事件当事者設定時                         | 事件に関連付けられた当事者及び補助者      | 【mints】事件当事者設定完了（{裁判所} {事件番号}）            |
| 2  | ファイルの提出期限設定時                     | 提出期限が設定された当事者及び補助者      | 【mints】提出期限設定のお知らせ（{裁判所} {事件番号}）          |
| 3  | ファイルの提出期限変更時                     | 提出期限が変更された当事者及び補助者      | 【mints】提出期限変更のお知らせ（{裁判所} {事件番号}）          |
| 4  | ファイルの提出リマインド及び督促（期限前）            | 提出期限が設定された当事者及び補助者      | 【mints】提出のお願い（{裁判所} {事件番号}）               |
| 5  | ファイルの提出リマインド及び督促（期限超過）           | 提出期限が設定された当事者及び補助者      | 【mints】提出期限が過ぎています。（{裁判所} {事件番号}）         |
| 6  | ファイルアップロード完了時（アップロードした当事者及び補助者宛） | 提出した当事者及び補助者            | 【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（{裁判所} {事件番号}）  |
| 7  | ファイルアップロード完了時（6を除く当事者及び補助者宛）     | 提出した当事者及び補助者を除く当事者及び補助者 | 【mints】ファイルが提出されました。（{裁判所} {事件番号}）        |
| 8  | 職員によるファイルアップロード完了時               | 事件に関連付けられた全当事者及び補助者     | 【mints】裁判所がファイルをアップロードしました。（{裁判所} {事件番号}） |
| 9  | ファイルの初回プレビュー表示又はダウンロード時          | 事件に関連付けられた全当事者及び補助者     | 【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。（{裁判所} {事件番号}） |
| 10 | 新規申立時                            | 新規申立てをした当事者及び補助者        | 【mints】新規申立てが完了しました。（提出先裁判所 {受付番号}）       |
| 11 | 手数料納付情報登録時                       | 納付義務者として登録された当事者及び補助者   | 【mints】手数料納付情報が登録されました。（{裁判所} {事件番号}）     |
| 12 | 手数料納付リマインド及び督促                   | 納付義務者として登録された当事者及び補助者   | 【mints】手数料納付のお願い（{裁判所} {事件番号}）            |
| 13 | 申立ての添付ファイルアップロード完了時              | ファイルをアップロードした当事者及び補助者   | 【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（{裁判所} {受付番号}）  |

※ {裁判所} には、当該事件の担当裁判所（申立ての場合には、申立先の裁判所）が表示されます。

※ {事件番号} には、当該事件の事件番号が表示されます。

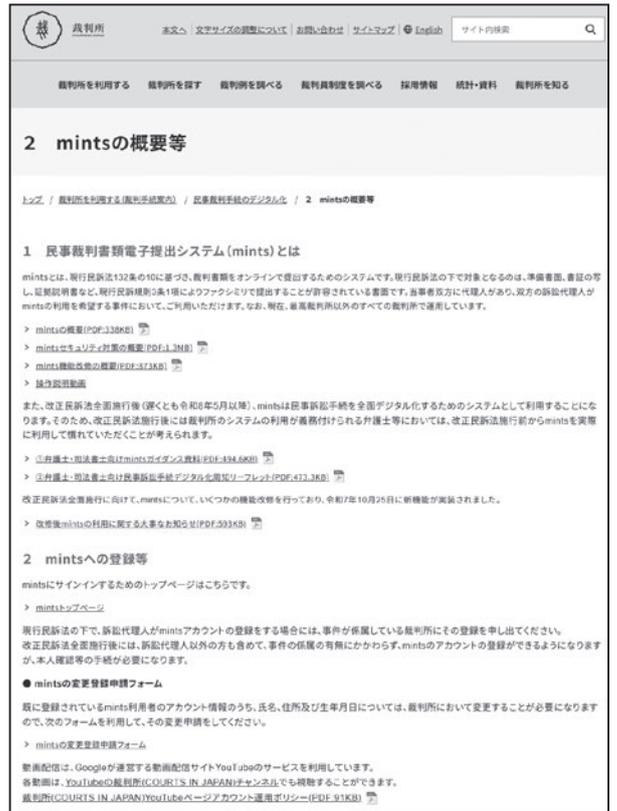
※ {受付番号} には、当該申立ての受付番号が表示されます。

※ この表に掲げた以外にもメールが自動送信されることがあります。詳細は、mints のトップ画面（<https://www.mints.courts.go.jp/user/>）から、操作マニュアルを御確認ください。

図9 民事裁判手続のデジタル化(裁判所ウェブサイト)



図10 2 mintsの概要等(裁判所ウェブサイト)



事訴訟手続のデジタル化に関するサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/minjidejitaruka/index.html>) を設け情報を発信していますので、ぜひ御覧ください。

また、既に登録されている mints 利用者のアカウント情報のうち、氏名、住所及び生年月日について変更する場合には、図9の【> mintsの概要等】をクリックすると開く画面(図10)にフォームのリンク(【> mintsの変更登録申請フォーム】。本文末尾から4行目)がありますので、これを利用して、その変更申請をしてください。

mintsのトップ画面にも、「操作マニュアル」、「操作説明動画」等のほかチャットボットへのリンクがありますので、mints利用中に操作につまずいたときやお困りごとが生じたときには御活用ください。

《参考文献》

- 脇村真治編著(2024)『一問一答 新しい民事訴訟制度(デジタル化等) 令和4年民事訴訟法等改正の解説』商事法務
- 最高裁判所事務総局民事局監修(2025)『条解民事訴訟規則(デジタル化関係等)』司法協会

(3) 事件終局後のデータの保存

事件が終局すると、裁判所において事件情報と訴訟代理人である弁護士等との関連付けを解除します。この関連付けの解除がされると、閲覧等の申請をしない限り当該事件の記録(電磁的訴訟記録)を確認することができなくなります。フェーズ3移行後は、関連付けを解除される前に必要な記録をダウンロードしておかないと、訴訟代理人である弁護士等のもとには記録が残らないということになる可能性があります。

関連付けが解除される前に、必要な記録をダウンロードし、保存しておくことが、事件終局後の事務を円滑に行うことにつながると考えられます。

7 最後に

最高裁判所のウェブサイトでも mints の概要等民

# Q&A

**Q** 訴訟代理人である弁護士等が、mintsを使用して準備書面や証拠説明書を提出する場合、当該準備書面や証拠説明書に押印する必要がありますか。

**A** mintsを使用して準備書面等を提出する場合には、当該準備書面等に押印する必要はありません。

**Q** 外国法人を当事者とする場合の電子申立てにおける「法人番号」の入力はどのようにのでしょうか。

**A** 外国法人が法人番号の指定を受けていない又はその法人番号が公表されていない場合、新規申立てフォームの法人番号欄にはダミー番号である「00000000000000」(0を13個)を入力してください。

**Q** 国を当事者とする場合の電子申立てにおける「法人番号」の入力はどのようにのでしょうか。

**A** 国を当事者とする事件においては、新規申立フォームで「本人(法人)」を選択し、名称「国」(フリガナ「クニ」、郵便番号「100-8977」、住所又は所在地「東京都千代田区霞が関1-1-1」、電話番号「03-3580-4111」、FAX番号(空欄)、法人番号「1000012030001」(法務省の法人番号)、代表者の肩書「法務大臣」、代表者氏名「(訴訟提起時点の法務大臣氏名)」と入力してください。

**Q** mintsの新規申立てフォームの参考事項のタブにある「相手方代理人の情報」には、具体的にはどのような事項を入力すればよいのでしょうか。

**A** 改正後の民事訴訟規則55条の2に基づき「当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報」を入力することになります。相手方代理人となる可能性がある者について、氏名に加え、事務所や電話番号など裁判所が同人に連絡をするにあたり必要と思われる事項を入力してください。入力された事項に基づき裁判所から同人に連絡をして相手方代理人になるかの確認をします。相手方代理人になるという回答が得られた場合には、訴状等の送達についてはシステム送達の方法で実施することが見込まれます(実際に訴状等の送達をシステム送達の方法で実施することになった場合、訴状等の出力書面の提出は不要となります)。

また、裁判所から相手方代理人になるかの確認を受け、相手方代理人になる場合には、速やかに委任状の準備をしてください。

**Q** 当事者間秘匿の申立てについて、特に留意すべき事項はありますか。

**A** 当事者間秘匿の申立てについても、訴訟代理人である弁護士等は、インターネットを使用してファイルに記録する方法(電子申立て)による必要があります。しかし、当事者間秘匿の申立ての際に届け出なければならない秘匿事項(秘匿対象者の住所等又は氏名等)を記載した書面(秘匿事項届出書面(改正後の民事訴訟規則3条1項2号))については、書面(紙媒体)で提出しなければなりません(裁判所に提出された後も、書面(紙媒体)で保管されることになります)。

**Q** 秘匿事項届出書面や秘匿情報が記載された準備書面等を間違っ mints にアップロードしてしまいました。どのような対応が必要ですか。

**A** 仮に相手方当事者が mints の事件情報に関連付いている場合に、秘匿事項届出書面や秘匿情報が記載された準備書面等を mints にアップロードしてしまうと、その時点で、当該相手方当事者からも閲覧可能な状況になってしまうため、より一層の注意が必要です。

間違っアップロードしてしまった場合には、電磁的記録からの消去措置(改正後の民事訴訟規則33条の5第2項)の対象となることから、速やかに、担当部の書記官に対して連絡し、消去を申し出てください。